

～今、あらためて、私たちのまちは私たちの手で

30年後も元気な地域を目指して～

鈴鹿市地域づくり協議会条例案（骨子）に関する 皆様のご意見を募集します

鈴鹿市では、平成24年12月に制定した「鈴鹿市まちづくり基本条例」の考え方にもとづき、市民と行政が協働して地域の活性化や課題解決に取り組む、住民主体の地域づくりを推進し、市内全域での地域づくり協議会立ち上げに取り組んでいます。

この度、その地域づくり協議会を人と人、団体と団体がつながり、地域全体で地域づくりに取り組む公共的団体とし、本市の地域自治の仕組みとして「地域づくり協議会はこういう団体である」ということを市民の皆様と共有し、鈴鹿市の地域づくりにおける協働のパートナーとして位置づけるため、条例を制定したいと考えています。

つきましては、条例に盛り込む内容を「鈴鹿市地域づくり協議会条例案（骨子）」にまとめました。皆さんからのご意見を募集します。

募集の期間	平成30年11月6日（火）～平成30年12月6日（木） （郵送の場合は、当日消印有効）
閲覧場所	地域協働課・地区市民センター・男女共同参画センター・総務課 ※鈴鹿市ホームページからも閲覧できます。
意見の提出	件名「鈴鹿市地域づくり協議会条例案（骨子）」・住所・氏名・ご意見を記入の上、下記のいずれかの方法により提出してください。（様式は問いません） ① 窓口へ直接提出（地域協働課・地区市民センター） ② 郵送〒513-8701 鈴鹿市 地域振興部 地域協働課 協働推進グループ 宛 ③ ファクス 059-382-2214 ④ メール chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp
意見提出できる方	市内に住所を有する方のほか、市内の事業所、学校などに在勤・在学している方、本案に利害関係を有する方。
※	提出いただいたご意見は、個人が特定できないように類型化してまとめ、回答とともに鈴鹿市ホームページで公表します。個別には回答いたしません。
※	本条例案に直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。

鈴鹿市